

国土利用計画

(宮田村計画)



平成28年3月

長野県上伊那郡宮田村

はじめに

国土利用計画（宮田村計画）は、限りある国土を有効に利用するという観点から、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を担ってきました。このような役割は今後も一定程度必要であるものの、人口減少下で土地需要が減少する時代においては、宮田村の区域における国土（以下「村土」という。）を適切に管理し荒廃を防ぐ等、村土利用の質的向上を図る側面がより重要となっており、人口減少下における村土の利用・管理のあり方を見いだすとともに、自然環境の再生・活用や安全な土地利用の推進等により、より安全で豊かな村土を実現していくことが、本計画の大きな役割となります。

村土利用をめぐる状況が大きく変化する中、村土を適正に利用するための総合的な計画として本計画を位置づけ、国土利用計画（全国計画）及び国土利用計画（長野県計画）を基本とし、時代の要請に応え、限られた資源である村土の総合的かつ計画的な利用を通じて、村土の安全性を高め、持続可能で豊かな村土を形成する村土利用を目指すものとします。

国土利用計画 (宮田村計画)

目 次

第1	村土の利用に関する基本構想	
1	村土利用の基本方針	1
2	地域類型別の村土利用の基本方向	4
3	利用区分別の村土利用の基本方向	5
第2	村土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	
1	村土の利用区分ごとの規模の目標	7
2	地域別の概要	9
第3	第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	
1	土地利用関連法制等の適切な運用	10
2	村土の保全と安全性の確保	10
3	持続可能な村土の管理	10
4	自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	10
5	土地の有効利用の促進	11
6	土地利用転換の適正化	12
7	協働による村土づくり	12
参 考 資 料		
	国土利用計画（宮田村計画）の策定の経過	13
	村土利用区分の定義	14
	計画における主要指標	16
	利用区分ごとの村土利用の推移と目標	17
	利用区分ごとの規模の目標の考え方	18
	村土利用の変化	19
	利用区分別面積と関係指標の推移と目標	20
	土地利用の概略図	25
	土地利用現況図	26
	土地利用構想図	27

第1 村土の利用に関する基本構想

1 村土利用の基本方針

(1) 基本理念

村土の利用は、村土が現在及び将来における村民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じる諸活動を行うための共通の基盤であり、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と村土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、宮田村第5次総合計画基本構想に掲げた「人と自然にやさしい創造のみやだ」を実現するため、社会・経済情勢変化に的確に対応した土地利用を、総合的かつ計画的に行うものとします。

(2) 本村の特性

本村は、東西11キロメートル、南北3.8キロメートル、総面積54.50平方キロメートルであり、東は天竜川を隔てて伊那市、駒ヶ根市に、西は中央アルプスの分水嶺を境界として木曽郡に、南は太田切川を隔てて駒ヶ根市に、北は伊那市に隣接しています。

地形は西方の山麓から、天竜川に向かって東西にゆるやかに傾斜をした扇状地、河岸段丘からなり、標高は580～800メートルとなっています。

また、村土の7割以上が森林であり、これを源に流れる河川は水豊かで、美しい自然環境を形成しています。気候は内陸性で年間及び昼・夜の温度差が大きく、空気は乾燥しています。

(3) 本村の現状と課題

日本は「人口減少社会」に突入しており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の日本の将来推計人口では、2020年代初めは毎年60万人程度の減少が、2040年代には毎年100万人程度の減少スピードにまで加速されることが予想されています。

村の2010年の国勢調査人口は8,974人であり、この間毎年増加してきましたが、社人研の将来推計人口では、2015年以降人口減少が進み、2025年には8,570人まで減少すると推計されています。また、2015年10月に策定した「宮田村人口ビジョン」では、合計特殊出生率の向上や社会増減数の改善を実現することにより、2025年は8,733人の人口を目指すとしています。

村土利用においては、中心市街地の人口密度の低下が進み、空き家、空き店舗の増

加による空洞化が懸念されています。また、国道153号伊駒アルプスロード計画により、車の流れだけでなく村土利用についても大きく変化することが予想されています。

農業収入の減少や農業者の高齢化などが起因し、農業の担い手不足が進み、荒廃農地が増えると景観の悪化にも繋がります。環境問題が叫ばれる中、公害防止や自然環境の保全に配慮し、森林の保全、優良農地の保全を図りながら村土利用を進める必要があります。

このような社会環境の変化に対応するため、長期的な展望に立って農業、工業、商業、観光の調和のとれた村づくりが重要な課題となっています。

村土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえると村土に限られた資源であることを前提として、その有効利用を図りつつ、利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの土地需要の量的な調整を行うとともに、村土利用のより一層の質的向上を図ることが課題となります。

村の直下には、活断層である「伊那谷断層帯」が確認されており、東海地震、南海トラフ地震などが高い確率で予測されています。また、近年の雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、山麓地域をはじめとする土砂災害に警戒しなければなりません。

(4) 村土利用の基本方針

ア 適切な村土管理を実現する村土利用

(ア) 都市的土地利用

一般道路や宅地等の都市的土地利用については、土地の高度利用、低・未利用地、空き家、空き店舗の有効活用の促進により、都市機能の集約、効率化を図るとともに計画的に生活や交流の場にふさわしい街並みの形成に努めます。

(イ) 農林業的土地利用

森林や農地などの自然的土地利用については、地球温暖化への対応、自然循環システムや生物の多様性の確保に配慮しながら、多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止と再生利用の推進を図ります。

(ウ) 土地利用の転換

森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量見込まれますが、その復元の困難性を考慮するとともに、地域

の活性化に資する村土利用が図られるよう、慎重な配慮の下で計画的に行うものとします。

イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する村土利用

(ア) 自然環境の保全・活用

村の美しく豊かな自然環境は、私たちの誇りでありかけがえのない財産です。この豊かな自然環境を守り、将来に引き継ぐため、経済活動や日常生活に伴う環境負荷の低減や都市的土地利用にあたっての自然環境への配慮、優れた自然の維持・保全・活用などにより、自然環境と調和した村土利用を図ります。

自然資源や緑豊かな環境、自然との関わりの中で育まれた文化や伝統を活かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市から村内への人の流れの拡大を図ります。

(イ) 景観の保全と生物多様性の確保

村内の美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力あるむらづくりを推進します。また、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることを通じ、自然環境を保全・再生・活用する村土利用を勧めます。

ウ 安全・安心を実現する村土利用

安全・安心を実現する村土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要です。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮します。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について、災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要です。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適切な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多様性・代替性を確保します。

エ 複合的な施策の推進と村土の選択的な利用

人口減少や財政制約が継続する中で、空き地、空き家、荒廃農地対策などの村土を荒廃させない取り組みとともに、自然と調和した防災・減災の促進など複合的な

効果をもたらす施策により、最適な村土利用を図ります。

オ 多様な主体の参画による協働の村土づくり

村等による公的な役割の発揮、土地所有者等による適切な管理に加え、地域住民、NPO、ボランティア団体、民間企業などによる森林づくりや農地の保全管理など多様な主体の参画を促し、協働による村土づくりを推進します。

2 地域類型別の村土利用の基本方向

村土利用の基本方向は、西部を生産緑地ゾーン、中心部を市街地ゾーン、東部及び南東部を開発ゾーンとし、これらの背景となる自然保護ゾーンや段丘傾斜面の緑地を保全、育成しながら農業、工業、商業、観光、公共用地などの調和のとれた村土利用を図ります。

(1) 都市地域

都市地域は、村中心部の市街地ゾーンとその周辺に広がる地域と工業系開発ゾーンをいいます。

中心部においては居住人口が減少する傾向にあることから、拡散型の開発に伴うインフラの追加的整備を抑制し、環境への負荷を低減させるため、土地利用の高度化、低・未利用地の有効活用を促進します。特に空き家、空き店舗については、空き家バンク制度等により一層の有効利用を図ります。

また、安全・安心に配慮した土地利用を進めるため、道路、公園、河川等の整備に努め、災害に強いまちづくりを進めるほか、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設などの整備を進め、全ての人にやさしい生活環境の形成を図ります。

(2) 生産緑地地域

生産緑地地域は、都市地域と自然環境保全地域間の生産緑地ゾーン（田園地帯）をいいます。

農地は農業生産基盤としてばかりでなく、豊かな田園風景を作り出す貴重な要素でもあることから、「宮田方式」による農地の流動化を進め、荒廃農地の発生を抑制し、地域の特性を踏まえた良好な生活環境の整備をします。

また、農業インターン制度や認定農業者制度の活用、意欲ある農業経営体等の育成、支援により農業の担い手、後継者不足の解消を図りながら、減農薬や化学肥料の削減など環境に配慮した取り組みにより、農業を通じた都市と農村のふれあい、交流の場として農地の保全を図ります。

地域内には工業系土地利用もあることから、工業系土地利用の拡大にあたっては、

周辺の居住環境及び景観に十分配慮した土地利用を図ります。

(3) 自然環境保全地域

ア 森林地域

森林地域は、本村の西部に位置する自然保護ゾーン一帯です。村土の7割以上を占める森林地域は、水源涵養機能、土砂災害防止機能、二酸化炭素の吸収機能、教育の場や野生鳥獣の生息の場としての機能を維持していくことが必要です。

森林の持つ多面的機能が総合的に発揮できるように、林道の整備や計画的な森林整備を推進するとともに、治山施設の整備により土砂災害の防止を図ります。

イ 自然公園地域

自然公園地域は、自然保護ゾーンの中の長野県立自然公園条例に基づく自然公園区域に指定された地域です。

県条例及び中央アルプス駒ヶ岳保存管理計画に基づき適正な保全・管理に努めるとともに、自然体験・学習などの自然とふれあう場として利用を図りながら、観光資源として有効活用を促進します。

3 利用区分別の村土利用の基本方向

(1) 農地

農業は社会、経済情勢の変化の中で大変厳しい状況に置かれ、それを反映して、農地の住宅地等への転用が進み、宅地のスプロール化が一層進んでいます。しかし、安全・安心な農産物の生産や食料自給率の向上を図るためには、将来にわたって優良農地の保全に努め、農地の流動化による生産性の高い農業経営が求められています。また、農地は農業生活基盤としてばかりでなく、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成と多様な機能を有する、貴重な要素であることを今まで以上に強く認識する必要があります。

農地の転用については、都市計画用途地域内の点在農地等に極力限定し、宮田村農業振興地域整備計画に基づいた優良農地の保全と、流動化政策による効率的農地利用を一層進めます。

(2) 森林

本村の森林面積は総面積の7割以上を占めていますが、林業生産、就業人口とも極めて少ない状況です。しかし、近年森林の持つ自然環境の維持機能、自然体験やレクリエーション機能が注目されています。

水源涵養機能、土砂災害防止機能を高めるため、森林の持つ公益的機能を積極的に

PRし、山林ボランティア等による山づくり、村造林班や森林組合の効率的な活用により、森林整備を進めるとともに、学習の場としての平地林の保全を図ります。

(3) 原野等

原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

(4) 水面・河川・水路

水面、河川、水路については、災害防止のための整備と自然環境の保全を併せて行う工夫が求められており、ビオトープの確保を図るとともに、新たな整備にあたっては、自然環境との調和を十分に配慮し、親水空間の創出等多面的な利用を図ります。

また、村民の生命、身体及び財産を保護するため、急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりの土砂災害の恐れのある箇所について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域等の指定地域住民等への情報提供を進め、適正な土地利用を促進します。

(5) 道路

土地の有効利用や良好な生活、生産基盤として道路機能を十分発揮できる計画的整備を図るための用地の確保を行います。道路の安全性や、道路空間の多面的有効活用を図るとともに、自然環境に配慮した整備を進めます。また、農林道の整備については、農林地の適正な管理を図るため、自然に十分に配慮した必要最小限の用地確保に努めます。

(6) 住宅地

住宅地については第5次総合計画における目標人口達成に向け、生活関連施設の整備とあわせて、乱開発を防止するための、住宅関係用途地域内や地域バランスを考慮して集落内に極力限定した計画的な用地確保に努めます。また、住宅地の整備にあたっては、環境の保全、景観、防災に配慮したものとします。

(7) 工業用地

工業用地は、住宅地内での工業施設の混在を解消するため、環境保全に十分配慮した工業適地を定め、必要な用地の確保を図るとともに、移転等により生じた工場跡地の有効利用を行います。また、住宅地内に混在する工業系土地利用にあたっては、居住環境と景観に十分配慮した土地利用を図ります。

(8) その他の宅地

本村の商業地は県道宮田沢渡線沿いを中心に形成され、国道153号沿いにも進出

してきています。これまで県道の都市計画事業にあわせた商店街整備を行い、活性化を図ってきましたが、引き続き魅力的な商店街の形成を進めるとともに、事務所、店舗等に必要な用地の確保を図ります。また、国道153号伊駒アルプスロード計画に伴い、人の流れを中心市街地に誘導する村土利用を図ります。

(9) その他

以上のほか、文教施設、公園緑地、スポーツ施設、レクリエーション施設、厚生福祉施設等の公用、公共用施設の整備にあたっては、現在の公共施設周辺を基本に環境と景観に配慮しつつ計画的に用地の確保を図ります。

第2 村土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 村土の利用区分ごとの規模の目標

(1) 計画の目標年次は平成37年、中間年次を平成32年とし、基準年次は平成24年とします。また、宮田村総合計画基本構想との整合を図ることにより総合的、効率的な土地利用を目指します。

(2) 村土の利用に関して基礎的な前程となる人口と世帯数については、平成37年において、それぞれ9,000人、3,420世帯になるものと想定します。

(3) 村土の利用区分は、森林、宅地等の地目別区分とします。

(4) 村土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の利用の現況と変化に基づき、将来人口等を前提として利用区分別に必要な土地の面積を予想し、かつ土地利用の実態との調整を考慮して目標面積を設定します。

(5) 村土の利用に関する基本構想に基づく平成37年における村土利用区分ごとの規模の目標は、別表のとおり見込まれます。なお、その概要は次のとおりとします。

ア 農地については、宅地、道路等への転換等により28ヘクタール程度減少し、472ヘクタール程度となります。

イ 森林については、森林環境との共生を基本とし、多面的利用を促進しますが、面積的には現状維持を見込んでいます。

ウ 原野等については、公共用地への転換により1ヘクタール程度減少し、18ヘクタール程度となります。

エ 水面、河川及び水路については、河川整備がほぼ終了していること等により現状維持を見込んでいます。

オ 道路については、国道153号伊駒アルプスロードの整備や幹線道路網の整備が進むこと等により13ヘクタール程度増加し204ヘクタール程度となります。

カ 宅地のうち住宅地については、人口構想達成のための施策及び世帯数の増加等により、8ヘクタール程度増加し162ヘクタール程度となります。工業用地については、経済の変動はあるものの工場立地の需要もあり5ヘクタール程度増加し34ヘクタール程度となります。その他の宅地については、都市化の進展等は見込めるものの現状維持を見込んでいます。

キ その他については、公用、公共用施設の整備を図ること等により1ヘクタール程度増加し218ヘクタール程度となります。

利用区分別の規模の目標

(単位：ha、%)

利用区分	平成24年 (基準年次)	平成32年 (中間年次)	平成37年 (目標年次)	増減 37年-24年	構成比		
					平成24年	平成32年	平成37年
農地	500	493	472	△28	9.2	9.1	8.7
田	413	406	386	△27	7.6	7.5	7.1
畑	87	87	86	△1	1.6	1.6	1.6
森林	4,214	4,214	4,214	0	77.3	77.3	77.3
原野等	19	18	18	△1	0.3	0.3	0.3
水面・河川・水路	56	56	56	0	1.0	1.0	1.0
道路	191	193	204	13	3.5	3.6	3.8
宅地	255	262	268	13	4.7	4.8	4.9
住宅地	154	158	162	8	2.9	2.9	3.0
工業用地	29	32	34	5	0.5	0.6	0.6
その他の宅地	72	72	72	0	1.3	1.3	1.3
その他	217	214	218	1	4.0	3.9	4.0
合計	5,452	5,450	5,450	△2	100.0	100.0	100.0

※ 「平成26年全国都道府県市町村別面積調（平成26年10月1日国土地理院）」により、村土の総面積を5,450haに変更。

2 地域別の概要

本村における地域別の概要は次のとおりとします。

- (1) 町一区、町二区、町三区、中越区上段、つつじが丘区、大原区及び南割区の東部は、都市計画法の用途地域を中心に、住宅、商店と、工場の混在が見られる地域です。

この地域を南北に横断する国県道の整備を促進し、明るい街並みと、魅力的で活力ある村中心商店街の形成を推進します。

また、優良農地を保全しつつ、人口構想を実現するために、点在農地に極力限定した宅地化を進めます。

- (2) 北割区、南割区、新田区及び大田切区 J R 飯田線西地区は、水稻、果樹を中心にした田園地帯が広がっています。本地域は、整備されたほ場を中心に、農地の流動化及び利用集積を一層促進し、農地の有効利用を積極的に進めます。

また、地域内には住宅地と点在する農地がありますが、優良農地の乱開発防止を図るため、新たな住宅建設は点在する農地に極力限定するよう誘導します。

- (3) 中越区下段、大久保区、大田切区 J R 飯田線東地区は、農地と工業用地を中心に、天竜川沿いにはリバーランド、遊歩道等のレクリエーション地区、アクアランド（下水道終末処理場）等の公共施設が混在する地域です。また、国道 153 号伊駒アルプスロード計画予定地域です。

この地域を南北に横断する国道 153 号伊駒アルプスロードの整備とアクセス道路の整備を進め、リニア中央新幹線へのアクセス向上や防災面も考慮した広域交通ネットワークの形成を目指します。また、整備にあたっては極力農地の減少を避けるとともに、農地の有効利用と農業生産基盤の整備による農用地の高度利用を図ります。

小田切川原一帯の利用については、村民会館周辺は公共用地、住宅用地として有効利用を図ります。

- (4) 中央自動車道以西は、森林地域が主ですが、一部太田切川沿いの駒ヶ根高原までの間には、工業用地とレクリエーション地区が存在します。

国有林と村有林等の一部は中央アルプス県立公園内に含まれており、自然景観に恵まれていることを十分活用したレクリエーション、リゾート地としての利用も見込まれることから、水源の涵養、村土の保全、大気浄化機能等、公益的機能と自然保護、保全に十分な配慮をした、自然と共存できる土地利用を図ります。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

土地については、その所在する地域の自然的、社会的、文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めるとともに、公共の福祉を優先させます。

本計画は村だけでなく、地域住民や企業、NPOなどと連携し適切な役割分担において実施されるものです。

1 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関する土地利用関係法の適切な運用により、計画的な土地利用の調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図ります。

2 村土の保全と安全性の確保

(1) 村土の保全及び安全性確保のため、自然条件と土地利用の適合性に配慮し、治水、砂防施設等の整備及び地すべり、急傾斜地崩落の防止等十分な防災上の手立てを行います。また、村民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等の土砂災害の恐れのある区域において、警戒避難体制の整備や建築物の立地抑制等のソフト対策を推進します。

(2) 村土の保全及び安全性確保に果たす森林機能の向上を図るため、適切な森林整備を推進するとともに、災害発生の危険性が高い箇所の把握に努め、保安林及び治山施設の整備を進めます。

3 持続可能な村土の管理

(1) 村内の行政、医療、介護、福祉、商業等の都市機能の集約化は進んでいます。さらに、用途地域に応じた適正な土地利用への誘導を推進します。

(2) 村内の優良農地を確保するため、農業者への経営意向を把握しながら、村全域での農地利用調整を行うとともに、作付計画に沿った農地の有効利用と農業生産力の維持を目指します。また、新規就農者の確保、育成や地域住民等の多様な主体の参画など、農業の担い手となるような仕組みづくりや環境整備を進めます。

(3) 村の景観は村民共有の財産であり、価値を共有し後世に残す必要があることから、地域の特性に配慮した景観計画を策定し、景観の維持、形成を図ります。

4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

(1) 自然環境の保全、水資源の確保、歴史的風土の保全、文化財の保護、景観の保全、災害や公害の防止等を図るため、現行法令や宮田村自然環境保全条例、宮田村水道水源保護条例、宮田村地下水保全条例等、開発事業の制限に関する条例等の運用により、環境の保全を図ります。

- (2) うるおいある村土を形成するため、緑地空間、水辺空間の積極的な保全及び創出により、自然とのふれあいの場を確保し、快適な環境づくりを図ります。
- (3) 中央アルプス駒ヶ岳等の優れた自然の風景地や自然生態系は観光資源として極めて高い価値を有しており、ジオパークへの登録と国定公園への指定を目指しています。これらの自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された産品、地域の自然によりはぐくまれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域産業を促進します。
- (4) 生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行います。また、下水道へのつなぎ込みの促進を図り、水質保全に努めます。
- (5) 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進します。また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な現状回復に努めます。

5 土地の有効利用の促進

- (1) 農地については、農業基盤の整備を積極的に行うとともに、農地の流動化を一層推進し、農地の高度利用を図ります。
- (2) 森林については、木材生産機能、水源涵養等の公益的機能を増進するため、森林整備を計画的に推進するとともに、自然環境や地域特性に配慮しながら、レクリエーションや教育、文化的活動の場として利用を図ります。
- (3) 水面・河川・水路については、自然に配慮して整備を行うとともに、自然とふれあえる水辺空間の確保を図ります。
- (4) 道路については、地域住民の生活向上及び地域経済発展の重要な基盤であるとともに、人と人との交流基盤であることに鑑み、広域交通ネットワークの形成を目指しながら、生活道路、幹線道路の適切な整備に努めるとともに、ゆとりある道路空間の創出を計画的に図ります。
- (5) 住宅地については、計画的な住宅地の整備を進めるとともに、用途地域に応じた適正な土地利用を進め、住環境の整備を図ります。
- (6) 工業用地については、地域社会との調和及び自然環境や公害防止に十分配慮し、計画的な確保を図ります。
- (7) 村内の低・未利用地、空き家、空き店舗等の有効利用を図ります。特に空き家、空き地等については、空き家バンク制度により、利活用を促進します。

6 土地利用転換の適正化

- (1) 農地の利用転換を行う場合は、農業経営の安定及び地域農業に及ぼす影響に留意し、無秩序な転用を抑制し農業以外の土地利用との計画的な調整を図りながら、優良農地の確保を図ります。
- (2) 森林の利用転換を行う場合は、森林の育成と林業経営の安定に留意しながら、災害の発生、環境の悪化、水源涵養等の公益的機能の低下を防止するために、周辺の土地利用と調整を図ります。
- (3) 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶことが予想されるので、周辺地域を含めて事前に十分な調査を行い、村土の保全と安全の確保及び環境の保全を図ります。

7 協働による村土づくり

土地所有者以外の者が、それぞれの特長を活かして村土の管理に参加することは、村土の管理水準の向上だけでなく、地域への愛着を深めるきっかけや、地域における交流の促進、土地所有者の管理に対する関心の高まりなど、適切な村土の利用のための効果が期待できます。このため、行政による公的な役割、所有者による適切な管理、森づくり活動、農地の保全管理活動、地産地消の推進、緑化活動など、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法によって、村土の適切な管理に参画する、協働による村土づくりへの取り組みを推進していきます。

参 考 資 料

1

国土利用計画（宮田計画）の策定の経過

2

村土地利用区分の定義

3

計画における主要指標

4

利用区分ごとの村土地利用の推移と目標

5

利用区分ごとの目標の規模と考え方

6

村土地利用の変化

7

利用区分別面積と関係指標の推移と目標

8

土地利用の概略図

土地利用現況図

土地利用構想図

1 国土利用計画(宮田村計画)策定の経過

平成27年	9月 4日	第1回土地利用計画策定委員会
	9月18日	第2回土地利用計画策定委員会
	10月21日	第3回土地利用計画策定委員会
	10月29日	むらづくり委員会に土地利用計画について説明
	10月30日	上伊那地方事務所と事前協議
	11月27日	上伊那地方事務所から意見
	12月 4日	上伊那地方事務所へ回答
	12月 9日	県との調整 企画振興部と協議
平成28年	1月13日	県との調整 企画振興部から意見
	1月22日	県との調整 企画振興部へ回答
	1月27日	村議会全員協議会へ計画説明
	2月 6日	県との調整完了

2 村土地利用区分の定義

長野県企画振興部地域振興課「国土利用計画（市町村計画）策定の手引き」による「利用区分の定義及び把握方法」に基づき数値を把握した。

利用区分	定義	把握方法
1 農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であって畦畔を含む。	
(1) 田	田	『耕作及び作付面積統計（農林水産庁統計情報部）』の「耕地面積」のうち田。（県）市町村別耕作地面積は『農林水産省作物統計』
(2) 畑	畑	『耕作及び作付面積統計（農林水産庁統計情報部）』の「耕地面積」のうち畑。（県）市町村別耕作地面積は『農林水産省作物統計』
2 森林	森林とは、国有林と民有林との合計である。尚、林道面積は含まない。	「森林資源現況調査」（林野庁、5年毎調査、3月31日現在）の都道府県別森林資源現況総括表の計面積を森林面積とする。
(1) 国有林	林野庁所管国有林及びその他省庁所管国有林の合計。	国有林の市町村面積は『長野県民有林の現況』に記載がある。 「林野庁所管国有林」は、『国有林野事業統計書』の「機能類型別、林種別面積」の「総数」から、「国有林野貸付使用地」のうちの「放牧採草地」の面積及び国有林林道面積を除く。
(2) 林野庁所管国有林	国有林野法第2条第3項に規定する国有林のうち林野庁が所管する森林。官行造林も含む。	
(3) その他省庁所管国有林	森林法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁所管以外の森林。	その他省庁所管国有林の市町村別面積は『長野県民有林の現況』に記載がある。
(2) 民有林	森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定める民有林であり林道を除いた面積である。	『長野県民有林の現況』による。
3 原野等（原野・採草放牧地）	農地法第2条1項に定める採草放牧地と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林を除いた面積の合計。	原野等＝①森林以外の草生地（合計）－②森林以外の草生地＋③採草放牧地 ①農林業センサス ②国有林野事業統計書 上記資料に市町村別数値があるが「林野庁所管採草放牧地」は無いため、森林管理署に照会すれば県計画の例により推計できる。
4 水面・河川・水路	水面・河川及び水路の合計である。	
(1) 水面	湖沼（人造湖及び天然湖）及びため池の満水時の水面である。 (ア) 天然湖沼 10ha以上の天然湖沼とする。 (イ) 人造湖 堤高15m以上のダムとする。 (ウ) ため池 堤高15m未満の農業用ため池とする。	水面は以下に掲げる(ア)、(イ)、(ウ)の合計である。 (ア) 100ha以上のものは、『全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）』による。 100ha未満10ha以上のものは『第4回自然環境保全基礎調査湖沼調査報告書（全国版）（環境省自然環境局）』を基に他の年を推計する。 (イ) 『ダム年鑑（日本ダム協会）』の「湛水面積」による。 (ウ) 『ため池台帳』による。
(2) 河川	河川法第4条に定める一級河川及び同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川区域である。	地籍図等を計測し各年の河川改修面積で補正した数値である。
(3) 水路	農業用排水路である。	水路面積＝（（整理済水田面積）×（整理済水田の水路率））＋（（未整理済水田面積）×（未整理済水田の水路率））

利用区分	定義	把握方法
5 道路	一般道路、農道及び林道の合計である。車道部(車道、中央分離帯、路肩)、歩道部、自転車道部及び法面からなる。	
(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路である。	高速道路は中日本高速道路㈱による。一般国道及び県道は、「道路現況調査(伊那建設事務所)」による。村道の道路面積は、村の「道路現況調査票」による。
(2) 農道	農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び市町村農道台帳の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道である。	『農道台帳』による。道路延長に平均幅員を乗じて推計。
(3) 林道	国有林林道及び民有林林道である。	『林道台帳』による。林道延長に平均幅員を乗じて推計。
6 宅地	建物の敷地及び建物の維持または効用を果たすために必要な土地である。	『固定資産の価格等の概要調書』の宅地のうち、「評価総地籍」と「非課税地籍」を加えた数値である。
(1) 住宅地	『固定資産の価格等の概要調書』の評価総地積の住宅用地と非課税地積のうち県営・村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたものである。	『固定資産の価格等の概要調書』の「評価総地積」の「住宅用地」と非課税地積のうち県営・村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたものである。
(2) 工業用地	『工業統計調査(用地、用水編)』にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したものである。	従業員30人以上の規模の事業所敷地面積は「工業統計表」による。従業員10人以上29人以下の事業所については、地図計測等により推計。
(3) その他の宅地	住宅地、工業用地以外の宅地である。(店舗、公共建物用地等)	「宅地」から、「住宅地」及び「工業用地」を除く。
7 その他	村域面積から「農地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を除いたものである。(ゴルフ場、交通施設、公園緑地、耕作放棄地等である。)	村域面積から「農地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を除く。
8 市街地	国勢調査による「人口集中地区」である。	国勢調査による。ただし、当村には人口集中地区はありません。

3 計画における主要指標

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成24年 (参考年)	平成32年 (中間年)	平成37年 (目標年)
総人口 (人)		8,692	8,968	8,974	9,297	9,120	9,000
年齢(3区分) 別人口 (人)	年少人口(0~14歳)	1,419 (16.3%)	1,528 (17.0%)	1,485 (16.5%)	1,462 (15.7%)	1,331 (14.6%)	1,260 (14.0%)
	生産年齢人口(15~64歳)	5,478 (63.0%)	5,456 (60.8%)	5,277 (58.8%)	5,605 (60.3%)	5,183 (56.8%)	5,123 (56.9%)
	老年人口(65歳以上)	1,795 (20.7%)	1,984 (22.1%)	2,203 (24.6%)	2,230 (24.0%)	2,606 (28.6%)	2,617 (29.1%)
世 帯	総世帯数(世帯)	2,641	2,939	3,222	3,315	3,390	3,420
	一世帯当たり人員(人/世帯)	3.29	3.05	2.79	2.80	2.69	2.63
産業別就業 人口 (人)	第1次産業	393	425	304	290	235	207
	第2次産業	2,349	2,110	1,971	1,925	1,873	1,860
	第3次産業	2,040	2,226	2,198	2,261	2,337	2,372

注1 人口指標のうち平成24年は参考年であり、住民基本台帳人口である。

注2 年齢(3区分)別人口の指標は最小2乗法の予測値に基づいた数字である。

注3 世帯数の指標は、各種予測値(4種類)の平均値に基づいた数字である。

注4 産業別就業人口の指標は、各種予測値(4種類)に基づいた数字である。

4 利用区分ごとの村土利用の推移と目標

利用区分	面積 (ha)				
	平成17年	平成22年	平成24年 (基準年次)	平成32年 (中間年次)	平成37年 (目標年次)
農地	517	501	500	493	472
田	435	414	413	406	386
畑	82	87	87	87	86
森林	4,219	4,216	4,214	4,214	4,214
原野等	20	20	19	18	18
水面・河川・水路	56	56	56	56	56
道路	187	190	191	193	204
宅地	240	252	255	262	268
住宅地	146	151	154	158	162
工業用地	28	29	29	32	34
その他の宅地	66	72	72	72	72
その他	213	217	217	214	218
合計	5,452	5,452	5,452	5,450	5,450

※「平成26年全国都道府県市町村別面積調(平成26年10月1日国土地理院)」により、村土の総面積を5,450haに変更。

5 利用区分ごとの規模の目標の考え方

利 用 区 分	説 明
農 地	農業の生産性の向上と農地の有効利用を行うため、農地の流動性を一層高めることにより、農地の集団化を進めるとともに、経営の安定化に向け優良農地の確保と整備をすすめます。一方、伊駒アルプスロード計画をはじめ、社会経済情勢の要請に対応し、宅地、道路、その他への転用を見込み、平成24年と比較して28ha減少し472ha程度となります。
森 林	経済的、公益的機能が総合的に発揮できるよう、森林の整備と保全を図ります。地域社会の活性化に加え多様化するふれあい交流の機会増大に対応し、森林環境との共生を基本とし、多面的利用を促進しますが、面積的には現状維持を見込んでいます。
原 野 等	生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とします。一方、社会情勢の要請に対応し、その他用地への転用を見込み、平成24年と比較して1ha程度減少し18haとなります。
水 河 水 面 川 路	治水、利水、砂防施設については、自然に配慮した計画的な改修、整備を図ります。小河川、水路の改修が見込まれますが、面積的には現状維持を見込んでいます。
道 路	一般道路については、村土の有効利用及び生活、生産基盤を行うために必要な用地の確保を図ります。農林道については、農林業の生産性の向上及び農林業の適正な管理等を行うため、必要最小限の用地の確保を図ります。国道153号伊駒アルプスロード計画に伴う農用地からの転用を見込み、平成24年と比較して13ha増加し204ha程度となります。
宅 地	世帯数の増加や人口減少に対応するため、住居系用途地域内への誘導を行いながら、良好な居住環境に配慮した優良宅地の確保を図ります。工業用地は、公害のない優良企業の立地や住工混在地域における工場移転に必要な用地の確保を図ります。その他の宅地は、土地利用の高度化、魅力ある都市環境の形成に配慮しつつ、事務所、店舗等に必要な用地の確保を図ります。このため、農用地からの転用を見込み平成24年と比較して、住宅地は8ha、工業用地は5ha増加し、268ha程度となります。
そ の 他	その他の公共用空地は、快適な村民生活や多様化するリゾートライフに対応した公共空間づくりを進めるため、必要な用地の確保を図ります。また、国道153号伊駒アルプスロード計画により公共用地の増加が見込まれるため、平成24年と比較して1ha増加し218ha程度となります。
市 街 地	人口の密集地はありますが、国勢調査による「人口集中地区」はありません。

6 村土利用の変化

年 利用区分	平成24年 〔基準年次 (a)〕		平成32年 〔中間年次〕		平成37年 〔目標年次 (b)〕		増 減 b - a
	面 積	構成比	面 積	構成比	面 積	構成比	
農 地	500	9.2%	493	9.1%	472	8.7%	△ 28
田	413	7.6%	406	7.5%	386	7.1%	△ 27
畑	87	1.6%	87	1.6%	86	1.6%	△ 1
森 林	4,214	77.3%	4,214	77.3%	4,214	77.3%	0
原 野 等	19	0.3%	18	0.3%	18	0.3%	△ 1
水面・河川・水路	56	1.0%	56	1.0%	56	1.0%	0
道 路	191	3.5%	193	3.6%	204	3.8%	13
宅 地	255	4.7%	262	4.8%	268	4.9%	13
住 宅 地	154	2.9%	158	2.9%	162	3.0%	8
工 業 用 地	29	0.5%	32	0.6%	34	0.6%	5
その他の宅地	72	1.3%	72	1.3%	72	1.3%	0
そ の 他	217	4.0%	214	3.9%	218	4.0%	1
合 計	5,452	100.0%	5,450	100.0%	5,450	100.0%	△ 2

※「平成26年全国都道府県市町村別面積調(平成26年10月1日国土地理院)」により、村土の総面積を5,450haに変更。

7-1 農地面積と関係指標の推移と目標

区分 年	農地面積			人口 人	農業就業 人口 人	人口1人当り 農地面積 ㎡	農業就業人 口 1人当り ㎡
	田 ha	畑 ha	計 ha				
平成14年	444	84	528	9,179		575	
平成15年	440	83	523	9,115		574	
平成16年	438	82	520	9,195		566	
平成17年	435	82	517	9,274	450	558	11,489
平成18年	431	82	513	9,361		548	
平成19年	427	82	509	9,400		542	
平成20年	419	84	503	9,353		538	
平成21年	415	84	499	9,282		538	
平成22年	414	87	501	9,297	390	539	12,846
平成23年	414	87	501	9,320		538	
平成24年	413	87	500	9,297		538	
中間年 平成32年	406	87	493	9,120	285	541	17,298
目標年 平成37年	386	86	472	9,000	243	524	19,424

注 人口は各年の推移を比較するためのものであり、住民基本台帳人口である。

7-2 森林面積と関係指標の推移と目標

区分 年	森林面積 ha	人口 人	人口1人当り森林面積 ㎡	村面積に占める 森林面積割合 %
平成14年	4,214	9,179	4,591	77.3
平成15年	4,178	9,115	4,584	76.6
平成16年	4,223	9,195	4,593	77.5
平成17年	4,219	9,274	4,549	77.4
平成18年	4,237	9,361	4,526	77.7
平成19年	4,223	9,400	4,493	77.5
平成20年	4,215	9,353	4,507	77.3
平成21年	4,216	9,282	4,542	77.3
平成22年	4,216	9,297	4,535	77.3
平成23年	4,216	9,320	4,524	77.3
平成24年	4,214	9,297	4,533	77.3
中間年 平成32年	4,214	9,120	4,621	77.3
目標年 平成37年	4,214	9,000	4,682	77.3

注 人口は各年の推移を比較するためのものであり、住民基本台帳人口である。

7-3 水面・河川・水路面積の推移と目標

区分 年	水面・河川・水路面積				村面積に占める 水面・河川・水路面積の割合
	水面	河川	水路	計	
	ha	ha	ha	ha	%
平成14年	0	42	14	56	1.0
平成15年	0	42	14	56	1.0
平成16年	0	42	14	56	1.0
平成17年	0	42	14	56	1.0
平成18年	0	42	14	56	1.0
平成19年	0	42	14	56	1.0
平成20年	0	42	14	56	1.0
平成21年	0	42	14	56	1.0
平成22年	0	42	14	56	1.0
平成23年	0	42	14	56	1.0
平成24年	0	42	14	56	1.0
中間年 平成32年	0	42	14	56	1.0
目標年 平成37年	0	42	14	56	1.0

7-4 道路面積の推移と目標

区分 年	道路面積				推移	村土面積に 占める道路 面積の割合
	一般道路	農道	林道	計		
	ha	ha	ha	ha		%
平成14年	170	0	15	185	100.0	3.4
平成15年	171	0	15	186	100.5	3.4
平成16年	172	0	15	187	101.1	3.4
平成17年	172	0	15	187	101.1	3.4
平成18年	173	0	15	188	101.6	3.4
平成19年	174	0	15	189	102.2	3.5
平成20年	174	0	15	189	102.2	3.5
平成21年	175	0	15	190	102.7	3.5
平成22年	175	0	15	190	102.7	3.5
平成23年	175	0	15	190	102.7	3.5
平成24年	176	0	15	191	103.2	3.5
中間年 平成32年	178	0	15	193	104.3	3.5
目標年 平成37年	189	0	15	204	110.3	3.7

7-5 宅地面積の推移と目標

区分 年	住宅地	工業用地	その他の 宅地	宅地計
	ha	ha	ha	ha
平成14年	142	28	65	235
平成15年	143	28	67	238
平成16年	144	28	66	238
平成17年	146	28	66	240
平成18年	147	28	66	241
平成19年	148	28	67	243
平成20年	150	29	69	248
平成21年	151	29	70	250
平成22年	151	29	72	252
平成23年	152	29	72	253
平成24年	154	29	72	255
中間年 平成32年	158	32	72	262
目標年 平成37年	162	34	72	268

7-6 住宅地面積と関係指標の推移と目標

区分 年	住宅地 面積	一般 世帯数	1世帯当り 住宅地面積
	ha	世帯	m ²
平成14年	142	3,079	461
平成15年	143	3,091	463
平成16年	144	3,121	461
平成17年	146	3,168	461
平成18年	147	3,219	457
平成19年	148	3,248	456
平成20年	150	3,240	463
平成21年	151	3,212	470
平成22年	151	3,222	469
平成23年	152	3,222	472
平成24年	154	3,315	465
中間年 平成32年	158	3,380	467
目標年 平成37年	162	3,420	474

注 世帯は各年の推移を比較するためのものであり、住民基本台帳世帯である。

7-7 工業用地面積と関係指標の推移と面積

区 分 年	工業用地 面 積	従業者数	従業者1人当 り 工 業 用 地 面 積
	ha	人	m ²
平成14年	28	2,207	127
平成15年	28	2,169	129
平成16年	28	2,092	134
平成17年	28	2,210	127
平成18年	28	2,185	128
平成19年	28	2,336	120
平成20年	29	2,322	125
平成21年	29	2,243	129
平成22年	29	2,080	139
平成23年	29	1,996	145
平成24年	29	2,000	145
中 間 年 平成32年	32	2,000	160
目 標 年 平成37年	34	2,000	170

注 従業者数は、高齢者雇用、臨時的雇用の増加を見込んだ数値である。

7-8 その他の宅地面積と関係指標の推移と目標

区 分 年	その他の 宅地面積	人 口	人口1人当りの その他の宅地 面 積
	ha	人	m ²
平成14年	65	9,179	71
平成15年	67	9,115	74
平成16年	66	9,195	72
平成17年	66	9,274	71
平成18年	66	9,361	71
平成19年	67	9,400	71
平成20年	69	9,353	74
平成21年	70	9,282	75
平成22年	72	9,297	77
平成23年	72	9,320	77
平成24年	72	9,297	77
中 間 年 平成32年	72	9,120	79
目 標 年 平成37年	72	9,000	80

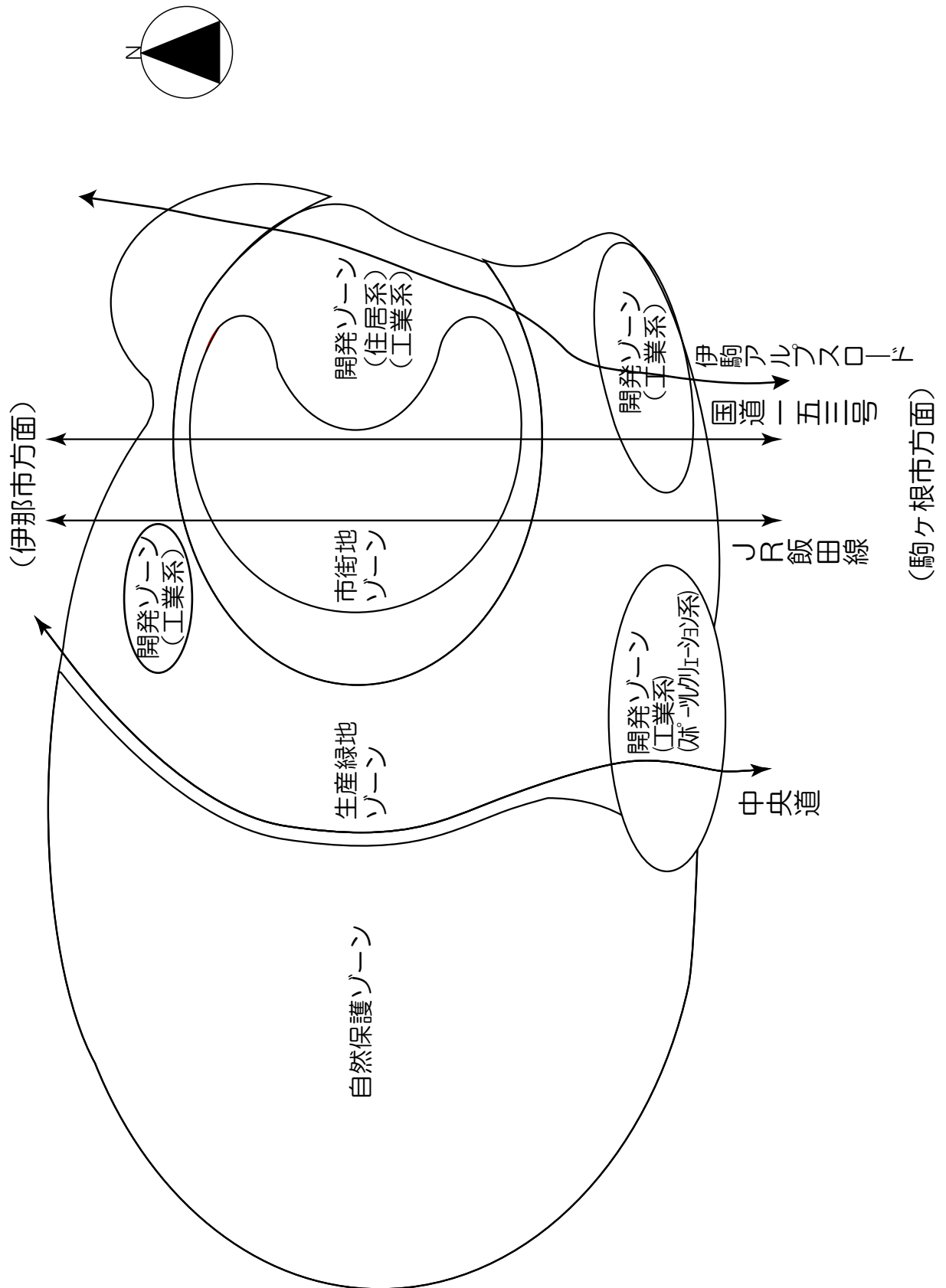
注 人口は各年の推移を比較するためのものであり、住民基本台帳人口である。

7-9 用途地域人口、面積の推移と見通し

区分 年	用途地域人口	用途地域面積	人口密度	総人口	総人口に占める 用途地域人口の割合
	人	ha	人/Km ²	人	%
平成7年	3,508	84.3	4,161	8,103	43.3
平成12年	3,370	84.3	3,577	8,692	38.8
平成17年	3,636	84.7	3,860	8,968	40.5
平成22年	3,406	84.4	3,616	8,974	38.0
中間年 平成32年	3,450	85.0	4,095	9,120	37.8
目標年 平成37年	3,500	85.6	4,021	9,000	38.9

注 用途地域面積は、非可住地(水面、その他の自然地、商業地域内で敷地面積1ha以上の大規模施設用地、公共・公益用地、道路用地、交通施設用地、その他公的施設用地)は含まない。

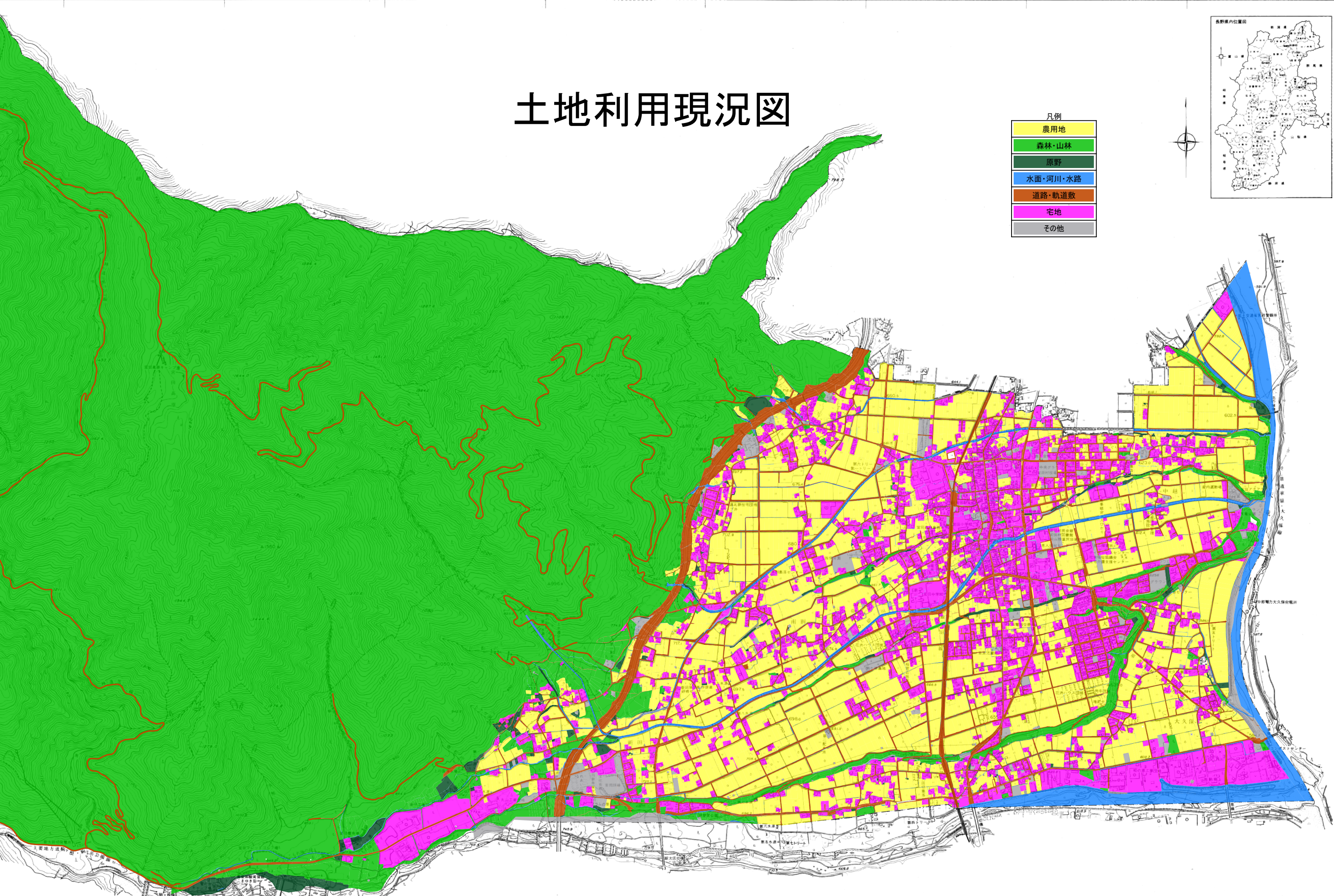
土地利用の概略図



土地利用現況図

凡例

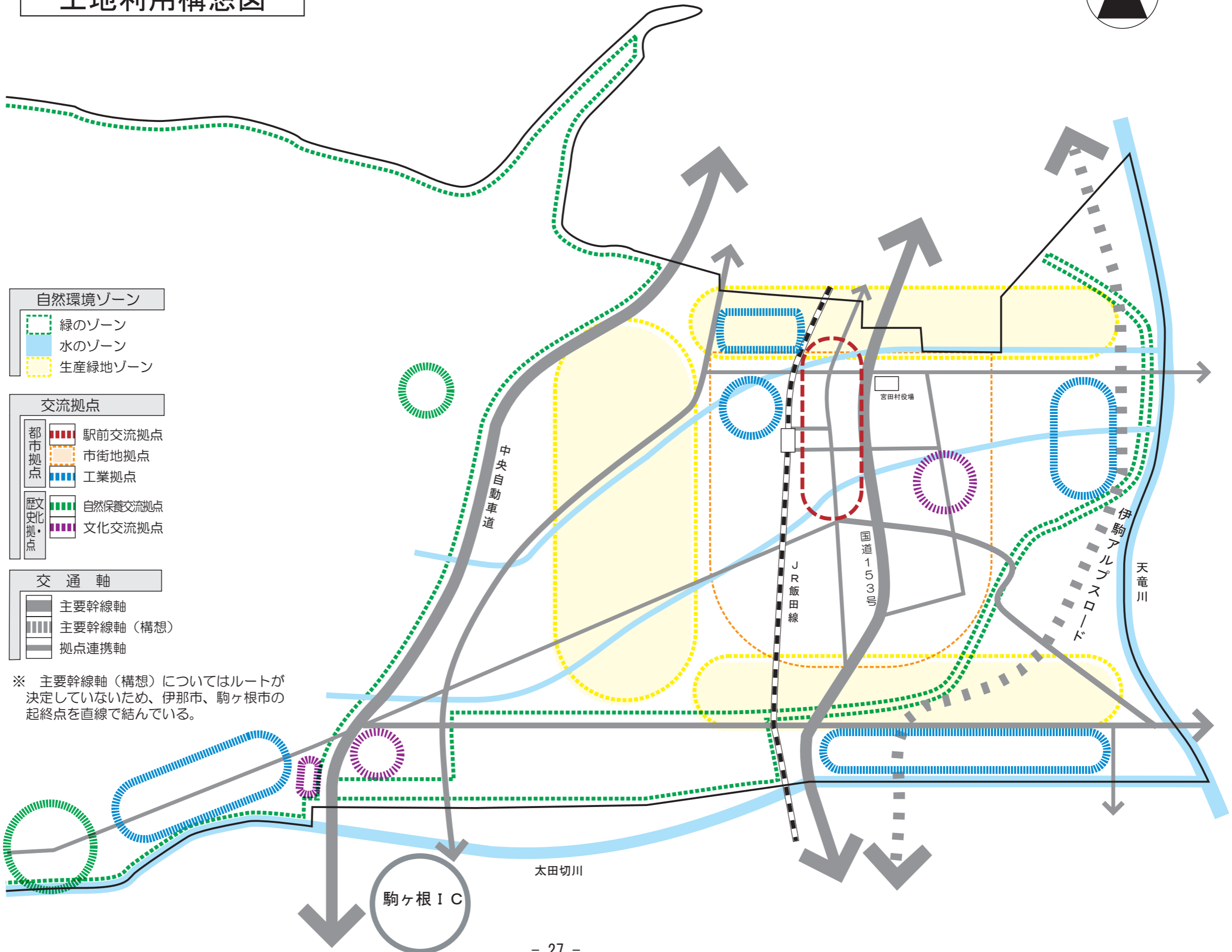
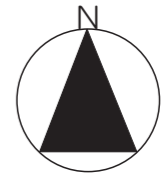
農用地
森林・山林
原野
水面・河川・水路
道路・軌道敷
宅地
その他



1:20,000

駒ヶ根市

土地利用構想図



自然環境ゾーン

- 緑のゾーン
- 水のゾーン
- 生産緑地ゾーン

交流拠点

都市拠点	駅前交流拠点
	市街地拠点
	工業拠点
歴史文化拠点	自然保護交流拠点
	文化交流拠点

交通軸

- 主要幹線軸
- 主要幹線軸（構想）
- 拠点連携軸

※ 主要幹線軸（構想）についてはルートが決定していないため、伊那市、駒ヶ根市の起終点を直線で結んでいる。

駒ヶ根 I C

太田切川